

第38期 中間決算公告

青森市勝田一丁目3番1号
株式会社みちのく銀行
取締役頭取 杉本 康雄

中間貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	50,353	預 金	1,742,688
コールローン	63,491	借 用 金	14,300
買入金銭債権	5,882	外 国 為 替	116
商品有価証券	198	社 債	15,000
金銭の信託	19,906	そ の 他 負 債	25,743
有 価 証 券	469,175	未 払 法 人 税 等	89
貸 出 金	1,244,636	リ ー ス 債 務	1,085
外 国 為 替	534	そ の 他 の 負 債	24,568
そ の 他 資 産	24,463	賞 与 引 当 金	905
有形固定資産	13,524	退 職 給 付 引 当 金	10,159
無形固定資産	1,623	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	244
繰延税金資産	12,273	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	540
支払承諾見返	12,506	偶 発 損 失 引 当 金	326
貸倒引当金	△ 29,428	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	877
		支 払 承 諾	12,506
		負債の部合計	1,823,407
		(純資産の部)	
		資 本 金	34,167
		資 本 剰 余 金	29,774
		資 本 準 備 金	19,167
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,606
		利 益 剰 余 金	2,908
		利 益 準 備 金	85
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,822
		繰越利益剰余金	2,822
		自 己 株 式	△ 2,666
		株主資本合計	64,184
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,481
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 251
		土 地 再 評 価 差 額 金	319
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,549
		純資産の部合計	65,733
資産の部合計	1,889,141	負債及び純資産の部合計	1,889,141

中間損益計算書

(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		21,916
資 金 運 用 収 益	17,606	
（うち貸出金利息）	(13,735)	
（うち有価証券利息配当金）	(3,771)	
役 務 取 引 等 収 益	2,508	
そ の 他 業 務 収 益	408	
そ の 他 経 常 収 益	1,393	
経 常 費 用		20,495
資 金 調 達 費 用	2,566	
（うち預金利息）	(1,938)	
役 務 取 引 等 費 用	2,035	
そ の 他 業 務 費 用	319	
営 業 経 費	12,498	
そ の 他 経 常 費 用	3,074	
経 常 利 益		1,421
特 別 利 益		86
特 別 損 失		37
税 引 前 中 間 純 利 益		1,470
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		19
法 人 税 等 調 整 額		657
法 人 税 等 合 計		676
中 間 純 利 益		793

中間株主資本等変動計算書
(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,167
当中間期変動額	
新株の発行	10,000
当中間期変動額合計	10,000
当中間期末残高	34,167
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	19,775
当中間期変動額	
新株の発行	10,000
資本準備金の取崩	△ 10,607
当中間期変動額合計	△ 607
当中間期末残高	19,167
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
資本準備金の取崩	10,607
自己株式の処分	△ 0
当中間期変動額合計	10,606
当中間期末残高	10,606
資本剰余金合計	
前期末残高	19,775
当中間期変動額	
新株の発行	10,000
資本準備金の取崩	-
自己株式の処分	△ 0
当中間期変動額合計	9,999
当中間期末残高	29,774
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	4,392
当中間期変動額	
利益準備金の取崩	△ 4,392
利益準備金の積立	85
当中間期変動額合計	△ 4,306
当中間期末残高	85
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	23,910
当中間期変動額	
別途積立金の取崩	△ 23,910
当中間期変動額合計	△ 23,910
当中間期末残高	-
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 25,759
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 428
利益準備金の取崩	4,392
利益準備金の積立	△ 85
別途積立金の取崩	23,910
中間純利益	793
自己株式の処分	-
土地再評価差額金の取崩	△ 1
当中間期変動額合計	28,581
当中間期末残高	2,822

(単位：百万円)

科 目	金 額
利益剰余金合計	
前期末残高	2,543
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 428
利益準備金の取崩	—
利益準備金の積立	—
別途積立金の取崩	—
中間純利益	793
自己株式の処分	—
土地再評価差額金の取崩	△ 1
当中間期変動額合計	364
当中間期末残高	2,908
自己株式	
前期末残高	△ 2,665
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 2
自己株式の処分	1
当中間期変動額合計	△ 1
当中間期末残高	△ 2,666
株主資本合計	
前期末残高	43,822
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
剰余金の配当	△ 428
中間純利益	793
自己株式の取得	△ 2
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△ 1
当中間期変動額合計	20,362
当中間期末残高	64,184
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 4,323
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,804
当中間期変動額合計	5,804
当中間期末残高	1,481
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 277
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	26
当中間期変動額合計	26
当中間期末残高	△ 251
土地再評価差額金	
前期末残高	318
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	1
当中間期変動額合計	1
当中間期末残高	319
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 4,282
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,830
当中間期変動額合計	5,832
当中間期末残高	1,549

(単位：百万円)

科 目	金 額
純資産合計	
前期末残高	39,539
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
剰余金の配当	△ 428
中間純利益	793
自己株式の取得	△ 2
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	5,830
当中間期変動額合計	26,194
当中間期末残高	65,733

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,290百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
当行は、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 4,438百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,803百万円、延滞債権額は 51,684百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はあります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 891百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 57,379百万円であります。
なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,704百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は 5,639百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 33,564 百万円
貸出金 6,250 百万円
現金 32 百万円
担保資産に対応する債務
現金 5,871 百万円
借入金 4,000 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 53,341百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は 552百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、206,402百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が203,502百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 14,362 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,300百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,645百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 320 円 13銭
16. 銀行法施行規則第19条の2第3項(ロ)(10)に規定する単体自己資本比率 11.71%
(中間損益計算書関係)
1. 「その他経常費用」には、貸出金償却2百万円、貸倒引当金繰入額1,693百万円、株式等売却損847百万円及び株式等償却197百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 5 円 56銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 5 円 54銭
(中間株主資本等変動計算書関係)
1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,024	13	3	8,034	(注)
A種優先株式	—	—	—	—	
合計	8,024	13	3	8,034	

(注) 普通株式の自己株式の増加13千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,858	10,579	△ 279
債券	461,720	421,939	5,218
国債	267,579	269,354	1,774
地方債	77,903	79,593	1,689
短期社債	-	-	-
社債	71,237	72,992	1,754
その他	27,458	24,958	△ 2,499
合計	455,037	457,477	2,439

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、112百万円(うち株式 112百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 2,544百万円増加、「繰延税金資産」は 960百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 1,584百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,645
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	4,436
関連法人等株式	2
その他有価証券	
非上場株式	2,553
非上場外国証券	184
貸付債権信託受益権	5,433
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	876

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	14,065 百万円
税務上の繰越欠損金	9,854
退職給付引当金	4,107
その他有価証券評価差額金	1,616
有価証券償却損金不算入額	1,327
固定資産の減損損失否認額	499
減価償却費損金算入限度超過額	397
賞与引当金	365
睡眠預金払戻引当金	218
繰延ヘッジ損益	170
のれん償却損金算入限度超過額	121
未払事業税	24
出資金の減損否認額	15
その他	690
繰延税金資産小計	33,475
評価性引当額	△ 18,625
繰延税金資産合計	14,849
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,576
繰延税金負債合計	△ 2,576
繰延税金資産の純額	<u>12,273 百万円</u>

中間連結貸借対照表

(平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	50,353	預 金	1,736,204
コールローン及び買入手形	63,491	借 用 金	6,000
買 入 金 銭 債 権	7,058	外 国 為 替	116
商 品 有 価 証 券	198	社 債	15,000
金 銭 の 信 託	19,906	そ の 他 負 債	29,995
有 価 証 券	466,754	賞 与 引 当 金	924
貸 出 金	1,246,730	退 職 給 付 引 当 金	10,160
外 国 為 替	534	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	244
そ の 他 資 産	24,592	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	540
有 形 固 定 資 産	13,726	偶 発 損 失 引 当 金	326
無 形 固 定 資 産	1,647	利 息 返 還 損 失 引 当 金	69
繰 延 税 金 資 産	12,247	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	877
支 払 承 諾 見 返	12,506	支 払 承 諾	12,506
貸 倒 引 当 金	△ 33,716		
		負 債 の 部 合 計	1,812,967
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	34,167
		資 本 剰 余 金	29,774
		利 益 剰 余 金	2,164
		自 己 株 式	△ 2,666
		株 主 資 本 合 計	63,440
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,481
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 251
		土 地 再 評 価 差 額 金	319
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,549
		少 数 株 主 持 分	8,073
		純 資 産 の 部 合 計	73,064
資 産 の 部 合 計	1,886,031	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,886,031

中間連結損益計算書
(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	23,421
資金運用収益	17,778
(うち貸出金利息)	(13,900)
(うち有価証券利息配当金)	(3,778)
役務取引等収益	2,924
その他業務収益	407
その他経常収益	2,310
経 常 費 用	21,640
資金調達費用	2,382
(うち預金利息)	(1,932)
役務取引等費用	1,740
その他業務費用	319
営業経費	12,924
その他経常費用	4,273
経 常 利 益	1,780
特 別 利 益	87
特 別 損 失	37
税金等調整前中間純利益	1,830
法人税、住民税及び事業税	45
法人税等調整額	661
法人税等合計	706
少数株主利益	174
中 間 純 利 益	948

中間連結株主資本等変動計算書
(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	24,167
当中間期変動額	
新株の発行	10,000
当中間期変動額合計	10,000
当中間期末残高	34,167
資本剰余金	
前期末残高	19,775
当中間期変動額	
新株の発行	10,000
自己株式の処分	△0
当中間期変動額合計	9,999
当中間期末残高	29,774
利益剰余金	
前期末残高	1,645
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 428
中間純利益	948
自己株式の処分	-
土地再評価差額金の取崩	△ 1
当中間期変動額合計	518
当中間期末残高	2,164
自己株式	
前期末残高	△ 2,665
当中間期変動額	
自己株式の取得	△ 2
自己株式の処分	1
当中間期変動額合計	△ 1
当中間期末残高	△ 2,666
株主資本合計	
前期末残高	42,923
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
剰余金の配当	△ 428
中間純利益	948
自己株式の取得	△ 2
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	△ 1
当中間期変動額合計	20,516
当中間期末残高	63,440
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 4,323
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,804
当中間期変動額合計	5,804
当中間期末残高	1,481
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△ 277
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26
当中間期変動額合計	26
当中間期末残高	△ 251
土地再評価差額金	
前期末残高	318
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	1
当中間期変動額合計	1
当中間期末残高	319
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 4,282
当中間期変動額	
土地再評価差額金の取崩	1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,830
当中間期変動額合計	5,832
当中間期末残高	1,549

(単位：百万円)

科 目	金 額
少数株主持分	
前期末残高	8,074
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0
当中間期変動額合計	△0
当中間期末残高	8,073
純資産合計	
前期末残高	46,715
当中間期変動額	
新株の発行	20,000
剰余金の配当	△ 428
中間純利益	948
自己株式の取得	△ 2
自己株式の処分	0
土地再評価差額金の取崩	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,830
当中間期変動額合計	26,348
当中間期末残高	73,064

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～ 50年
その他	2年～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 14,290百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(13) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

当行はその他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジを実施しており、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)に定める包括ヘッジによっております。ヘッジ有効性については、ヘッジ対象となる金融資産とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 17百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,102百万円、延滞債権額は 52,943百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,581百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 60,628百万円であります。
 なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,704百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は 5,639百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 33,564 百万円
 貸出金 6,250 百万円
 現金 32 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 5,871 百万円
 借入金 4,000 百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 53,341百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 552百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、226,121百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 223,221百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内) 手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。
11. 有形固定資産の減価償却累計額 14,584 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 15,000百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 3,645百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 314円 92銭
16. 銀行法施行規則第19条の3第2項(ロ) (6)に規定する連結自己資本比率 11.61%
 [(中間連結損益計算書関係)
1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 8百万円、貸倒引当金繰入額 1,983百万円、株式等売却損847百万円、株式等償却 197百万円及び連結子会社のその他資産の売却費用 920百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6円 64銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 6円 62銭

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	-	-	150,895	
A種優先株式	-	40,000	-	40,000	(注)1
合計	150,895	40,000	-	190,895	
自己株式					
普通株式	8,024	13	3	8,034	(注)2
A種優先株式	-	-	-	-	
合計	8,024	13	3	8,034	

(注)1. A種優先株式の発行済株式 40,000千株の増加は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の増加 13千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少 3千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成21年 6月25日 定時株主総会	普通株式	428百万円	3.0円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,999	2,010	10

時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,858	10,579	△ 279
債券	416,720	421,939	5,218
国債	267,579	269,354	1,774
地方債	77,903	79,593	1,689
短期社債	-	-	-
社債	71,237	72,992	1,754
その他	27,458	24,958	△ 2,499
合計	455,037	457,477	2,439

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

なお、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて 112百万円(うち株式 112百万円)を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 2,544百万円増加、「繰延税金資産」は 960百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 1,584百万円増加しております。

なお、変更利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債券	3,645
その他有価証券	
非上場株式	2,554
非上場外国証券	184
貸付債権信託受益権	5,433
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	876
関連会社株式	17

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。